

令和 7年 10月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 初めに、日程1、陳情審査、（1）継続審査に入ります。①送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書、②送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情、③送付6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情、以上3件の陳情につきまして、一括して取扱いを確認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。ございませんか。

○岩田委員 委員の皆さん何人かで刑事確定録を調べに……

○小野委員長 陳情についてです。（発言する者あり）

○岩田委員 あ、陳情中について。ごめんなさい。すみません。失礼しました。

○小野委員長 はい。陳情3件の一括審査ということで確認をさせていただきましたので、この陳情3件について、ご意見がございましたら、委員の皆様からお願いいたします。

○小枝委員 今の岩田委員の発言は、冒頭で、間違いじゃなかったと思うんですけども、今現在ここで問われている、住民からの工事契約に関する議員の関与についての真相解明をしてくださいと。不祥事に関する状況把握をしてください。再発防止を練ってくださいと。泥沼にはまった千代田区を助けてくださいと。このいずれも、こうした住民からの問いに答えられるように、議運のほうにはまた100条設置の意見、陳情書もありますけれども、そうした目線に應えるために、今、この委員会としては、刑事確定記録の書き取り、書き取りというか閲覧ですね、をやって、この今まで岩田委員が先行して書き取ってきた内容とのそごであるとか、そうしたことを確認している最中ですので、そのところをしっかりと議論した中でないと、この陳情についてしっかりとしたご回答ができない状況であるというふうに思いますので、質疑ということではなくて、私の考えとしては、継続審査という段取りでお願いしたいというふうに思います。

○小野委員長 はい。今ご意見を頂きました。今、岩田委員の確定記録の話、議員個人としての取組として取られてきたことに言及されました。

念のためここで補足しておきますけれども、この委員会で確定記録を閲覧してきたということ、これは後ほど取り扱います。ですので、それと岩田委員のそごを確認するというのではなく、それはご自身の中で自由にやってくださって結構ですということは以前も申し上げたと思うんですけども、委員会としては、岩田委員の書き取ってきたメモについては共有していないというところを、念のためここで確認をさせていただきます。

今、小枝委員からご意見がありましたとおり、これから確定記録についてということも入っていきます。ということで、今はこれについては引き続きということをご意見として頂きましたけれども、これについてはいかがいたしましょう、取扱いについては、

○白川委員 例えば今回の陳情書の日付なんかを見ると、2024年1月29日というふうになっていまして、もう1年以上たっているわけですね。我々がやるべきというのは、再発防止ですから、二度とこういったことを起こさないという、議員自身の倫理観をいかに確かなものにするかと、いかに反省するかというところにやっぱり問われるわけですね。その部分というのをしっかり話し合っていないくて、このまま1年以上たっているというこ

令和7年10月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

の事実には、私は愕然としているんですよ。これ、もちろん今回、お返しするしか、今回はこれは話し合えないんですけど、その部分というのもちろんとやるべきじゃないかなと思います。

○小野委員長 はい。今ご意見いただきました。これ、2024年1月29日に頂いていて、1月29日、同日付で頂いているものが2種類ございます。これについては、内容については幾つかのことがありまして。現段階でこれに対して何かという明確な答えを出せている状態ではありません。一つ目の工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書には、全部で3点ありますけれども、今から白川委員からご意見があったものは、③番の区議会としてのあるべき姿というところを問われるような、そういったものも入っています。

なんですので、今ご意見を頂きましたが、こちらについて——永田委員。

○永田委員 私は判決を受け止めることが全てだと思っておりますが、真相究明を求めるとい、それ以外に何か理由があるんじゃないか、真相を知りたいという方に対しては、議会として説明義務を果たすということで、今回、刑事確定記録を閲覧して、新たな事実が出てくるのであれば、それをこの委員会で取り扱うかどうかということは今検討しているところだと思いますが、刑事確定記録そのものの取扱いについても、以前からやっぱり関係者の生活の平穏を害する行為をしてはならないとか、名誉を害してはならない。非常にグレーな、曖昧な、扱いについては難しい判断だと思いますので、その判断はこれから決めていくと思いますが、それは自己責任でそれを引用するのか、委員会全体として刑事確定記録の知り得た情報を採用するのかどうかということ、非常に慎重に進めないといけないと思いますので、何度も言いますが、私自身は判決が全てだと思っておりますので、今後については、委員長、全体の運営にお任せします。

○小野委員長 はい。ご意見を頂きました。後ほど、2番のところで、刑事確定記録については皆様と共有をしていくんですけれども、とはいえ、この陳情には真相究明ですとかそういったことが文言としてありますので、今、幾つか確定記録についてのご意見も頂戴したところです。

では、今ご意見を頂きましたけれども、ほかにご意見はございますでしょうか。この継続。

○岩田委員 先ほど委員長が、自分の見てきた刑事確定記録を今度は委員会が見に行った。そして、それがそこがないかどうかはご自分でお好きにどうぞと言われても、それを私が、いや、そこがなかったと言っても、行政側はいつも言うわけですよ。それはあくまで資料の一部じゃないですかとか。それで何かまた、さんざん言われていたのが、恣意的に切り取ったものであるとか、そういうことを言われるわけですよ。だから私が個人的に見ても全く意味がない。それを委員会でやはり皆さんに見ていただいて、公開するなりなんなりしていただきたいと思っております。

○小野委員長 そうですね。まずは、私どもの委員会として公式に閲覧をしてきたということは、もう皆様ご承知のとおりだと思いますので、そこについてはこの後の項目のところで取り扱っていきたいと思います。ご意見をありがとうございます。

小池——失礼しました。小枝委員。失礼いたしました。

○小枝委員 皆さん時間がたって、この設置理由というものをお手元にお持ちじゃないん

令和 7年 10月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

じゃないかというふうに思うんです。それから、信頼回復に努めることを誓う決議、この2枚は常に手元に置いておいたほうがいいんじゃないかという認識ですね。

○小野委員長 はい。

○小枝委員 それと、あと行政が、委員長のほうから本当は説明してもらいたい。この後なのかもしれませんが、区議会というのは、まさにこの特別委員会の設置理由にも書いてあるんだけど、この事態の重大さを真摯に受け止め、二元代表制のあるべき姿を再認識して、区民に信頼されるよう全力で取り組まなければならない。こうしたことが発生する背景、とりわけ組織や制度の不備などを徹底的に洗い出し、具体的な再発防止策等について可及的速やかに調査検討を進めるべく、これを設置するということなんです、内容としては。

そこからすると、行政のやったことをただただうのみにするのではなくて、行政の行ったこの事務、事務ということは再発防止の報告書、それを書いた背景についても、書いた背景というか、あの中に上司からの指示、命令がなかったというふうに書いた。あの内容についてどうなのかということをまさに確認しているのが、今の私たちのやっている中の職務の一つだというふうに思うんです。これは議会の役割として踏まえていかないと、役割が果たせない。確かに時間がかかった。それは誰のせいということではない。やっぱりここまで来てしまった。

であれば、委員長も副委員長も考えてほしいのは、やっぱりこの、何というんですかね、これまでやってきたことの議会としての論点整理と報告書、この後ね。それから、あとはこれもこの後の議論が終わってからになりますけれども、専門家の意見を添付するなど、やっぱり区民に対して、一体この議会は、二元代表の一方として、独立した機関として、この重大な問題にどう真摯に向き合って、真相究明に確定記録まで取りに行ったのかということは区民は注目しておりますので、しっかりとそこは正副委員長がリーダーシップを取ってやっていただきたい。いろんな発言を、そうですね、そうですねということだけでは仕事にならないので、ぜひ引き締めてお願いしたいと思います。

○小野委員長 はい。ご意見を頂きました。

白川委員。

○白川委員 先ほど申しましたように、ここで問われているのは議員の倫理観です。この確定記録の閲覧というのは、一応一部に認められるということになっているんですが、閲覧して見たものをみだりに広めてはいけないということは法律上書いてあるわけで、今回の件もグレーなんです。ここで倫理観が問われている我々が、このグレーなことを、いや、大丈夫だと進めるというのは、いいのかということなんです。そこは慎重であるべきであって、（発言する者あり）慎重であるべきであって、つまり倫理観が問われているときに、そこを、（発言する者あり）倫理観が問われているときにそこを曖昧にしてしまうというのは、私は非常に危ういと思います。

○小野委員長 はい。今、ちょっと陳情審査のところから話が広がってきていますけれども、陳情審査は、実際には今日の段階では、このご意見を伺っている限りだと、継続審査かなというふうに捉えていますけれども、そこについては皆様いかがですか。（発言する者あり）よろしいですか。継続審査でよろしいですか。はい。

それでは、こちら、本件3件の陳情の取扱いについては、ただいま皆様からも継続審査

送付6－6、6－7、6－12陳情審査部分抜粋：

令和 7年 10月3日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

ということですので、継続にさせていただきます。

以上で、送付6－6、送付6－7、送付6－12の陳情審査を終了し、日程1、陳情審査を終了いたします。